

## 第4回京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会 議事録

日 時：令和7年12月18日（木）10：00～11：20

会 場：京都市役所分庁舎4階 第1・2会議室

出席者：委員（五十音順）

伊藤 知之 弁護士  
塩見 葉子 京都市P.T.A連絡協議会 会長  
曾我 謙悟 京都大学公共政策大学院 院長  
玉井 亮子 京都府立大学公共政策学部 教授  
山田 陽子 公認会計士・税理士

### 1 開会

司会（人事部長）

それでは、予定の時刻となりましたので、令和7年度第4回京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。進行を務めます、行財政局人事部長の秋山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

まず、会議の成立に必要な定足数について確認いたします。本日は、委員5名全員に御出席いただいております。従いまして、委員総数の過半を超えることから、京都市行政委員の報酬の在り方に関する検討委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本委員会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。本日の会議も、前回までと同様、京都市市民参加推進条例第7条に基づき、公開といたします。それでは、議事に入ります。以後の議事進行につきましては、曾我委員長、よろしくお願ひします。

### 2 議事

曾我委員長

おはようございます。本日も委員の皆様には活発に御議論いただき、円滑な議事進行に御協力をいただければと思っております。それでは、議事の進行をいたします。議事の「(1) 改定案の確認」についてです。前回第3回会議では、全ての行政委員の報酬について、具体的な改定試案を基に活発な議論を行い、本検討委員会としての方向性を合意しましたので、本日は、まず、改定案を改めて確認したいと思います。それでは、事務局から改定案について説明をお願いします。

#### (1) 改定案の確認

事務局から資料1「行政委員の報酬の改定案」について説明

## 曾我委員長

ありがとうございました。ただいま改定案について御説明がありました。前回の議論のとおりかと思いますけど、改めて確認いただければと思います。皆様、特に異議はないでしょうか。

## ——異議なし——

## 曾我委員長

では、改定案を確定したいと思います。それでは、議事「(2) 答申（案）について」に移りたいと思います。前回の会議では、報酬改定の方向性のほか、答申に盛り込むべき内容について、各委員から御意見をいただきました。本日は、これまでの議論や、委員の皆様からの意見を基に、事務局で作成した答申（案）について、議論していきたいと思います。まず事務局から、答申（案）について、説明をお願いします。

### (2) 答申（案）について

事務局から資料2「答申（案）」について説明

## 曾我委員長

はい。ありがとうございました。答申（案）について意見交換をしたいと思います。皆様に伺いたいと思います。質問もしていただき大丈夫ですので、いかがでしょうか。山田委員お願ひします。

## 山田委員長代理

御説明ありがとうございました。かなり活発な議論の結果を美しくまとめていただき本当にありがとうございます。大変だったと思いますけど、うまくまとめていただいたと思います。今日、説明をお聞きして、気になったのは、3ページの市・区選挙管理委員会のところです。支給方法について、「委員会への出席が主要な業務である実態から、委員の業務負担については、日額により評価するべきである。」として、その後で最終的に「月額と日額の併用制とすることが適当である。」となっていますが、議論の中では、日額の提案と月額・日額の併用制の提案の両方があつて、日額がベストというか日額でないといけないけれども、月額と日額の併用になるといったような流れではなく、最初から別々のものになっていたように思います。なので、これで読むと日額がとられるべき方法であるというように結論づけているように感じました。そのため最初の2行がもう少し、断定的ではない方が、議論の実態に合っているのではないかと感じました。

## 曾我委員長

ありがとうございます。事務局からお願ひします。

## 給与課長

ありがとうございます。議論の経過は仰っていただいたとおりかと思います。その上で、我々が考えました文案については、入口の地方自治法においては、日額制が原則とされている。その中で、過去の裁判の判決も踏まえまして、重大な職責等を踏まえると月額制も法の趣旨には反しない中で、選管委員の皆様方の業務の在り方を踏まえて、併用制が適切であるかを表すものです。端的に言いましたら出勤日の評価は、人事委員であれ、教育委員であれ、選管委員であれ、非常に分かりやすいものである一方で、出勤されていない日の業務負担について、一定の違いがあったと受け止めています。そうしたことも踏まえて、月額制という大きく捉えた報酬の支払い方ではなく、個々の業務負担については日額制、その上で職責等を踏まえた日額制とセットの月額制を設定することが妥当という考え方。それを文章として示そうとしたもので、後は文章の表現として「日額により評価するべき」の表現が良いのか、別の言い方があるのか検討したいと思います。

## 曾我委員長

今の説明ですが、山田委員お願ひします。

## 山田委員長代理

御趣旨は分かりました。ただ、今仰ったとおり「日額により評価するべきである。」という断定がいいのか。クリアだから分かりやすいという意見はあったかと思いますが、それがベストであるような議論にはなっていなかったと思います。この表現だと日額を先に議論していたように見えてしまうかと思いました。

## 曾我委員長

ありがとうございました。今の点について、他の委員の方、何か御意見等ありますでしょうか。結局、ここに至るプロセスがあつて、私たちは当然皆分かっていて、議事録にも残っているのでそれを追っていただくと分かっていただけるでしょう。ただ、答申は答申だけで読まれるものもあり、他の人は議事録まで読んで下さるとは限らないので、答申でうまく整理ができているようになっているかですね。

我々として、この答申において、各委員会の報酬の在り方として、日額と併用と月額の3つがあり、それぞれなぜその報酬になったのかうまく説明できていると良いと思います。やはり、基本は日額で、日額と違うものにする理由は2種類あると思うのです。一つは業務が色々な形で委員会以外のところでも存在するタイプなので月額になる。また、もう一つは、仕事自体は、委員会の日に仕事があるということで日額の方が適切だけれども、それ以外の部分があるので併用になっている。そ

ういう建付けの説明になっているかと思います。他に日額を探っている固定資産評価審査委員会が、なぜ日額をしているかと言えば、市・区選挙管理委員会と同じで、委員会への出席、その日の仕事がメインであることなどからきていると思います。

ここに関しては、市・区選挙管理委員会について、強い表現、「日額により評価するべきである。」となっているので、私たちの議論の流れからしてちょっと違和感がありますよね。他方で、建付けの中で言うと、まず、業務負担を確認すると日額ですねということを言っているのだと思います。そういう経緯で作られているものと思いますが、その上で、ちょっと強い表現であるとの御印象ですね。

### **給与課長**

事務局から一つ提案すれば、2ページの「(2) 報酬の改定の考え方」のところで、「現時点では最も合理的であり、適当である」という文章が入っており、各行政委員について、基本は「月額制とするのが適当である。」といったような表現をとっておりますので、市・区選挙管理委員会のところであえて「べき」という表現を使わずに、例えば「適当である。」とまとめる、こういった手法で、表現を変える工夫はできるかと考えます。そのようなイメージで山田委員の御意向に沿うことはできないでしょうか。

### **山田委員長代理**

ありがとうございます。そうですね、日額という考え方もできるというようなところから入っている部分もありますので、「するべき」というところをとっていただけだと思います。

### **伊藤委員**

表現について考えたんですが、「評価するべきである。」という表現が少し強いということであれば、例えば、「日額が基本となる。」と書いて、他方でこういうこともあるので、「併用制とすることが適当である。」とすれば、委員会の出席については日額が基本となるけれども、他方、職責や色んな制約があるので、併用にするんだと言うことになるのではないかと聞いていて思いました。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。後の「③ 留意点」のところでも、「日額制の採用も含めた議論が行われたところである。」とありますし、今後の検証・検討が必要とも言っているので、それも含めて考えると、この支給方法のところは、「評価するべきである。」というところまで、言わなくても大丈夫なのではないかと。むしろ言わぬ方が、これまでの議論を反映したものになると思います。文案まで確定したいと思いますが、改めて伊藤委員からの御意見も踏まえて、事務局からお願いします。

## 給与課長

山田委員、伊藤委員の御指摘も踏まえて、今、私が考えた文章で言いますと、1行目の終わりの部分から「委員の業務負担については、日額により評価することを基本としつつ、一方で、各委員の重大な職責、選任により受ける制約等についても十分に考慮する必要があり、他の政令指定都市での事例も参考にしつつ、月額と日額の併用制とすることが適当である。」とする文案はいかがでしょうか。

## 山田委員長代理

ありがとうございます。だいぶすっきりしました。結局、併用制は日額の部分も取り入れているわけですから、それが基本となるけれどもというところを、そのように表現していただき、次につながって、同じ大きさで表現できているかなと思います。

## 曾我委員長

「基本としつつ、一方で」でつなぐのであれば、その後の部分の「参考にしつつ」は「参考にして」に修正ですね。

まず業務負担のところで一区切りなので、一文にする方がいいのか、元案のようになける方がいいのか、御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では確認ですが、「委員会への出席が主要な業務である実態から、委員の業務負担については、日額により評価することを基本としつつ、一方で、各委員の重大な職責、選任により受ける制約等についても十分に考慮する必要があり、他の政令指定都市での事例も参考にして、月額と日額の併用制とすることが適当である。」でよろしいでしょうか。

## ——異議なし——

## 曾我委員長

ありがとうございます。では、他の点いかがでしょうか。

## 伊藤委員

ありがとうございます。ほぼ異論はないんですが、「2 主な審議内容と改定の考え方」のところで、住民訴訟の記載が入っており、「法の趣旨に反するものではないとされた経過がある。」とありますが、裁判所がそういう判断をしたという意味ですね。「された」という記載では誰が何をしたのかが分からないので、ここについては、京都地裁と大阪高裁が同じ判断をされていることだと思うのですけれども、まとめて1ページの下から2行目「住民訴訟が提起され、」の後に、「裁判所により」などと入れていただき、2ページ目の1行目は「法の趣旨に反するものではないとの判断がなされた経過がある。」と、裁判所の判断がなされたことをはっきりした

方が趣旨が明確になると思いました。以上です。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。どの主体がこういうことを言っているのか明確にした方がいいとの意見ですが、事務局いかがでしょうか。

### **給与課長**

御指摘ありがとうございます。判断した主体を明確にするという分かりやすい修正かと思いますので、主体が分かるように修正したいと思います。

### **曾我委員長**

他の委員は今の点について、何か御意見ありますでしょうか。よろしいですかね。では、「提起され、」の後に、「裁判所により」の後に「、」が要るのか、要らないのか、「裁判所により、」ですかね。

### **給与課長**

私は「、」があった方が読みやすいと思います。

### **曾我委員長**

読みやすいですね。「住民訴訟が提起され、裁判所により、各委員の重大な職責に対する対価として月額報酬を支給することには十分な合理性があり、法の趣旨に反するものではないとされた経過がある。」、このままでもいけそうな気はするが、伊藤委員、先ほど後のところも直していただきましたよね。「裁判所により、」で「と判断された」でしたか。

### **伊藤委員**

確かに「裁判所により、」で「とされた」でも意味が通じますね。「とされた」との表現は僕らはあまり使わない。難しい言葉で言うと「判示された」といったりするが、これだと法律用語になってしまって、「と判断された」とか「との判断がなされた」とかですね。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。答申なので分かりやすい、一般的な「判断」の言葉がいいと思います。「法の趣旨に反するものではないと判断された」でよろしいでしょうか。

### **給与課長**

例えば、「裁判所により、」ではじめて、「法の趣旨に反するものではないとの判断

が示された経過がある。」とかはいかがでしょうか。

### 人事部長

伊藤委員、「裁判所により、」というところを「判決において、」とするのはどうでしょうか。

### 伊藤委員

「裁判所により、」というと、どこの裁判所ですかということがあるので、「判決において、」とすれば間違いないということですかね。「判決において、」も結局、どこが判断したかの主体が明確にはなっていないので、主体を明確にするべきではないかと思います。

### 曾我委員長

「判決において、」「示された」の方が日本語としてはスムーズである御趣旨は分かりますが、主体がはっきりするのは「裁判所により、」なんですかね。裁判所以外は判決を出さないということでもあるかもしれません。

### 伊藤委員

裁判は和解で終わることもありますので、判決までいったということを明らかにするという意味では、「判決において、」という考え方もあり得ます。その方がいいかもしれませんね。

### 曾我委員長

分かりました。もう一度確認ですが、「住民訴訟が提起され、判決において、各委員の重大な職責に対する対価として月額報酬を支給することには十分な合理性があり、法の趣旨に反するものではないとの判断が示された経過がある。」「判決において、「判断が示された経過がある。」は少しくどいような気もしますが、明確に示すということからすると、これでよろしいでしょうか。

### 給与課長

「法の趣旨に反するものではないとの判断が示された経過がある。」の「経過がある」は残すという理解でよろしいでしょうか。

### 曾我委員長

ない方が文章としてはいいですかね。

### 伊藤委員

その後で「こうした経過にも留意しつつ、」で受けているので、経過は残した方が

良いかと思います。

### 曾我委員長

難しいですね。日本語的には「示された」で終わった方がすっきりしますが、確かに「こうした経過にも」が次に来るので、「法の趣旨に反するものではないとの判断が示された経過がある。」として、「経過」を残す形で良いかと思います。「判決において、」を入れて、「との判断が示された」とし、「経過がある。」を残すことによろしいでしょうか。

### ——異議なし——

### 曾我委員長

他いかがでしょうか。玉井委員お願いします。

### 玉井委員

事務局の方々には、色々意見が出たものを、綺麗にまとめていただきありがとうございます。私も今日改めて読んでみて、気が付いた点を話したいと思います。5ページの固定資産評価審査委員会の中で、「なお、委員会への出席日以外の日の業務負担についても、実態を把握のうえ、必要に応じて適切に評価すべきである。」のところですが、もちろんこの一文を書くことに関しては、異論はないですが、この委員会での議論としては、こちらの委員さんの高度な専門的な判断とか、そういうものをもう少し評価してもいいのではという御意見があったかと思います。なので、そのあたりについてもう少し文言があつていいのではと思います。例えば、職責の中に高度な専門性も含まれるということにするのであれば、「重大な職責を鑑みて、委員会への出席日以外の日の業務負担についても、」などがあり得ると思いました。以上です。

### 曾我委員長

ありがとうございます。まず、事務局からお願いします。

### 給与課長

御指摘はごもっともかと思います。附属機関の委員の皆様においてもそうかもしませんが、特に固定資産評価審査委員の皆様におかれでは、会議の出席日に負担が生じることは当然として、それ以外にも例えば、事務局が作成した文章へ修正を入れる作業、そのための調査、検討のような業務負担が生じているという御指摘がこの間の検討委員会でありました。日額報酬が、会議出席の日だけしか支給できないようになっているかと言えば、必ずしもそうではなく、会議の日以外も業務負担があれば、報酬日額をお支払いすることもおそらくできるであろうと思います。そ

れをどう文章に表すかですが、職責がすべての根本にあることは御指摘のとおりですが、報酬日額をお支払いするとすれば、会議に出席した日ではないからこそ、その日にどのような負担が生じたのか、どんな成果物があったのかを何がしかの形で記録に残すようにして、後々、市役所が報酬日額を支払ったことが適正であったことを示せるようにしないといけないと思います。そこにつながるような文言として考えた時には、職責といった単語よりも、例えば、「なお」の後に「委員の専門性を活かした業務が実施されていることを踏まえ」といった趣旨の文言を加えれば、少しは意味合いが出るのかなと考えました。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。他の委員の方、今の意見についていかがでしょうか。

### **山田委員長代理**

ありがとうございます。ここの部分は、日額で据え置くけれども、会議以外の日の事前説明を受けたりとか、専門的な分野で事前に作業したり、判断したり、そういう出席日以外の業務負担が存在するので、それが今まで評価されていなかつたのでそれも評価して欲しいという要望だと思います。例えば、「委員会への出席日以外の専門的な業務負担」とか、やはり専門性があるから事前の出席日以外のところも評価されるということを加えていただければ、なお分かりやすいかと思います。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。「専門性」の文言は上にあるのですが、これは報酬日額を据え置くことの判断のために書かれています。委員会への出席日以外の仕事に関しても、専門性を活かした形で発生するということですね。それらを含めて、実態をしっかりと把握していただくということだと思います。委員会への出席以外の形で生じている業務について専門性が発揮されていることを明確にした方がいいとの御意見ですが、これを入れるということ自体は、事務局もよろしいですか。後段の部分に関しても、「専門性」の文言を入れるということでいかがでしょうか。

### **給与課長**

後段の部分に「専門性」という趣旨を加えることに異論はありませんが、今、良い文章を思いつけていないです。

### **曾我委員長**

何か思いついたものが、他の委員の皆様からもあればと思いますが。山田委員いかがでしょうか。

### **山田委員長代理**

最初に事務局から仰っていただいた、「専門性を活かした業務負担」はいかがでしょうか。

### **伊藤委員**

ちょっと私は違う意見です。専門的なことでなくとも出席日以外に仕事があれば、報酬が発生していいのではと思っています。固定資産評価審査委員会に専門性があるから出席日以外の日について報酬を支給するということではなく、実際に仕事をしているのであれば、そこについて報酬を支払うべきであると思っています。私の気持ちとしては、今の文章のままの方が分かりやすくていいと思っています。皆様の意見には従います。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。仰るとおりです。固定資産評価審査委員会だけに関わる問題では本来ないですよね。例えば、選管が仮に日額になっていたとすれば、特定の委員会のところにだけ書く文章でもないと思います。ただ、今回は、日額とするのが固定資産評価審査委員会だけですので、ここに入ってきた。

### **伊藤委員**

ここでの議論は、実際に固定資産評価審査委員会で、先ほど御説明のあったような、出席日以外の業務負担が生じている実態を前提に見直す議論だったと思うので、その趣旨をはっきりさせるのであれば、「委員会への出席日以外の日についても、業務負担が生じている実態に鑑みて、その実態を把握のうえ、」というようなことにはすれば、ここで書く意味がはっきりする気がします。

### **曾我委員長**

ありがとうございます。事務局お願いします。

### **給与課長**

ありがとうございます。「実態に鑑みて、」という御提案をいただいている中ですけれども、ここで「実態を把握のうえ、」としておりますのは、答申をいただいて、今後、固定資産評価審査委員の皆様について、出席日、そして出席日以外にどのような業務負担が発生しているのか改めて確認し、整理した上で、どこまでであれば報酬をお支払いしても適正に御説明できるのかということを、整理、検討した上で支払い方を決めたいということもありまして、あえて「実態を把握のうえ、」としております。現時点での答申の中で、「実態に鑑みて、」までお示しされてしまふと、実態が確定することになるので、事務局としましては辛いところです。

### 曾我委員長

市民からいただいた税金でお支払いするということで、適切に把握し、説明する必要がありますよね。やはり、出てきている時以外の業務を把握すること自体が難しくて、現状、出席日以外の業務に対しての報酬のお支払いは、なかなか簡単ではない話になっている。しかし、実際に業務負担が生じているところにお支払いしていくということであるので、伊藤委員が仰る文案はより明確かと思います。他方で、答申を出して、ここの部分がどのように変わっていくのかを考えた時には、「実態を把握のうえ、」の形にしていただいて、この方向に進んでいただくのが良いかと思います。ここは実態をこれから把握していただいて、適切にお支払いをしていたくということを、こちらの審議会としては決めさせていただければと思います。

その上で、「専門性」の話は、なぜ出席日以外の日に業務負担が生じるのかということに関する説明でもあると思います。出席日以外の日に専門性に基づかなくとも業務負担が生じており、かつ、ちゃんと把握し、アカウンタビリティが確保できる形であれば、報酬をお支払いしていく方向で行っていただきたいということかと思います。「適切に」という文言に、すべて適切に評価するということが含まれているわけなので、かえって「専門性」を書くと、専門性以外のところがはじかれるようになってしまふ。それはこちらの委員会としての本意ではないと思います。御指摘はもっともだと思いつつも、結局、最終的には原案のままの方が、答申として出した時はいいかと思いますが、いかがでしょうか。

### 山田委員長代理

たくさん御意見、御説明ありがとうございます。私も改めて皆様の意見を聞いていて、専門性があるから固定資産評価審査委員をしているわけで、それに基づいて業務をしている。すべてのことが専門性を生かしたうえでこの委員会の業務をしているという意味では、改めて入れる必要はないのかと思いました。報酬をいただく側からすると専門性と区切ってしまうより、もう少し幅広いところで業務負担を把握する方がいいのではと感じましたので、このままで良いかと思います。

### 曾我委員長

ありがとうございます。では、先ほどの趣旨も含めて、適切に評価をしていただくということで、ここに関しては原文のままでよろしいでしょうか。

### ——異議なし——

### 曾我委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。塩見委員お願いします。

## 塩見委員

感想ですが、これまでたくさん意見があつて、それがすごくうまくまとまつたというのが第一印象でした。今日の話を聞く中で、出た意見を全て答申に盛り込むとなると、これを入れたいという気持ちもわかるし、いっぱい入れてしまうと、日額が基本である法律的なところから見直さないといけないんじやないかとか、前に言っていただいたように、そもそも行政委員とはなにかとか、日額が基本ってなんだろうとか根本的な見直しも必要になってくるんじやないかというのも考えさせられた会だと思いました。色々な文章を作る中で、やはり文章が長すぎると、最終的に言いたいことがもやつとすると、選挙管理委員会のところで文章が長くなると何が言いたいのかとなってしまうのも分かりますし、適切な文章が思い浮かばないのが申し訳ない中、聞いていました。本当にこれがきっかけで終わるのではなく、この先も見直しとか効果を見ていたい、また、しっかりと議論が続いていかないといけないという文書はちゃんと書き込まれていると思いますので、私は細かい文章とかはなかなか知恵がでないものもありますが、まとまっていると思うので、賛同させていただきます。以上です。

## 曾我委員長

ありがとうございます。本当に仰るとおりで、行政委員とは何かという話であり、それは地方自治法などに関する話でもある。あと、文章が長くなりがちですよねというのは、私も感想として同じです。ですが、今日の修正でやや長くなつたところがありますが、全体的には言いたいことがクリアになつていると思います。あと、「4 最後に」のところで、塩見委員が仰つた、今後も含めてという今後の方向性を示していることも含めて、御賛同いただけたかと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。あと、改定時期についても、こういう形にさせていただくことも含めて、よろしいでしょうか。

## ——異議なし——

## 曾我委員長

ありがとうございます。では、こういった形で御意見をいただきました。いくつか、加除修正がありましたので、改めて確認させていただきます。1ページの2のところですね。最後の段落のところですが「住民訴訟が提起され、」のあとに「判決において、」を入れ、「法の趣旨に反するものではないとの判断が示された経過がある。」とする修正がまず1つです。2つめの修正は、3ページの市・区選挙管理委員会の「① 支給方法」のところで、「日額により評価することを基本としつつ、」として「一方で、」からはじまって、「他の政令指定都市での事例も参考にして、」とする修正ですね。ここの2箇所を修正したもので、この検討委員会としての答申にしたいと思います。また、改めて、この後、精査したうえで、内容に係る修正はしま

せんが、微細な文言の修正があれば、私と事務局で確定させていただきたいと思っています。修正する場合は委員の皆様にも改めて確認の御連絡をさせていただきます。こういった形でよろしいでしょうか。

——異議なし——

**曾我委員長**

では、そういった形で答申案を預かりたいと思います。以上が2番目の議題です。答申の扱いについては、最終的に確定させていただいたら、委員会として答申をお示しする作業が必要になります。全員で行きたいところですが、皆様お忙しいと思いますので、委員会を代表して、私と山田委員長代理の2人で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

——異議なし——

**曾我委員長**

ありがとうございます。では、これですべて終わりました。今日を含めて4回会議を開かせていただきました。先ほど塩見委員からもありましたが、行政委員の報酬の在り方を考えることは、結局、行政委員会の在り方まで立ち返ることであり、根本のところから皆様と議論が出来たと思っております。本当に真摯に御議論、丁寧に御検討いただきまして、委員の皆様には心よりお礼を申し上げたいと思います。では、進行を事務局にお返ししたいと思います。お願ひします。

### 3 閉会

**司会（人事部長）**

これまで4回の会議を開催させていただきました。京都市からの諮問に対する一定の結論をいただいたと思っております。曾我委員長、それから委員の皆様には、大変な御負担をおかけしましたけれども、それぞれの御知見に基づいて、様々な観点から御意見をいただきました。どうもありがとうございます。今後、答申をいただきましたら、本市の方で早急に答申への対応を検討して参ります。真摯に対応して参りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。また、答申の最後のところで行政委員の報酬について、第三者の意見を聞きながら継続的に検証することの必要性を示していただいておりますので、これについてもどういった枠組みが良いのかということも含めて我々の方で検討させていただきたいと思います。最後に人事担当局長の藤田からひとと御挨拶申し上げます。

**人事担当局長**

曾我委員長はじめ委員の皆様には非常に御多忙のところ、8月から本日まで、4

回に渡り活発に御議論いただきました。改めて、本市、6種類ある行政委員会でございますが、それぞれ特色がありまして、その報酬の在り方については、職務・職責、活動の状況、他都市との比較、市役所内部での均衡など、幅広い観点からの検討が必要な非常に困難な課題であったと、改めて認識しております。こうした課題について、内容の濃い、建設的な議論を重ね、答申内容を取りまとめていただきましたことについて、深く感謝いたします。誠にありがとうございました。

**司会（人事部長）**

それでは、本日の会議録につきましては、これまでと同様、事務局で作成し、委員の皆様に御確認いただいた後、公表する予定ですので、よろしくお願ひします。答申日については、改めて御報告しますので、よろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

（以上）